

# 令和7年度 市民税・県民税申告の手引き

申告期限 令和7年3月17日

## 《市民税・県民税の申告が必要な人》

令和7年1月1日現在、安中市に居住している人

- ・令和6年中に収入がない人でも国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の算定、介護保険料の段階判定、児童手当の現況届、公営住宅の家賃の算定などのため申告をお願いします。
- ・以下(1)～(3)に該当する人は、「市民税・県民税の申告が必要な人」から除きます。
- (1) 税務署へ令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する(した)人
- (2) 令和6年中の収入が給与収入や公的年金等の収入のみで、支払者から安中市へ給与や公的年金等の支払報告書が提出されている人(支払報告書が提出されているか不明の人は、各支払者へ確認してください。)
- ※ 源泉徴収票記載の控除内容に追加や変更がある場合は、申告による修正が必要です。
- (3) 税法上の扶養になっていて、かつ収入がなかった人

## 《申告に必要なもの》

- ☐ 所得金額を証明する書類
  - 給与所得者及び年金所得者 ……源泉徴収票や支払証明書など
  - 事業所得者(営業・農業)及び不動産所得者……収支内訳書や帳簿など
- ☐ 各種社会保険料の支払額を証明する書類
  - 社会保険料納付額確認書(1月下旬に市役所から送付するハガキ)
  - 国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書や支払証明書
- ☐ 生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料の支払額を証明する書類
- ☐ 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書(当該年に支払った医療費の金額及び保険金等で補填される金額をまとめたもの)
- セルフメディケーション税制による控除を受ける人は、セルフメディケーション税制の明細書及び当該年に健康保持増進及び疾病予防への一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類
- ☐ 雑損控除を受ける人は損害額を証明する書類や罹災証明書など
- ☐ 寄附金控除を受ける人は寄附の受領証明書や領収書
- ☐ 障害者控除を受ける人は障害者手帳や障害者控除対象者認定書など
- ☐ 個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)・本人確認書類(運転免許証など)
- ☐ 扶養控除を受ける人は被扶養者の個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)

### 【問い合わせ】

安中市役所 027-382-1111(代表)  
税務課市民税係(本庁内)  
住民福祉課税務保険係(松井田庁舎内)

家族以外の人が申告する場合は事前にお問合せください。

### ●基礎控除

| 本人の合計所得金額          | 控除額   |
|--------------------|-------|
| 2,400万円以下          | 43 万円 |
| 2,400万円超～2,450万円以下 | 29 万円 |
| 2,450万円超～2,500万円以下 | 15 万円 |

### ●各所得控除

| 各所得控除                         |       | 控除額   |
|-------------------------------|-------|-------|
| 扶養控除<br>※ 合計所得金額が48万円以下の親族が対象 | 一般    | 33 万円 |
|                               | 特定    | 45 万円 |
|                               | 老人    | 38 万円 |
|                               | 同居老親  | 45 万円 |
|                               | 16歳未満 | 控除額なし |
| 障害者控除                         | 普通    | 26 万円 |
|                               | 特別    | 30 万円 |
|                               | 同居特別  | 53 万円 |
| 寡婦控除                          |       | 26 万円 |
| ひとり親控除                        |       | 30 万円 |
| 勤労学生控除                        |       | 26 万円 |

### ●配偶者控除

合計所得金額が48万円以下の配偶者が対象

| 本人の合計所得金額           | 一般配偶者控除 | 老人(※)配偶者控除 |
|---------------------|---------|------------|
| 900万円以下             | 33 万円   | 38 万円      |
| 900万円超<br>950万円以下   | 22 万円   | 26 万円      |
| 950万円超<br>1,000万円以下 | 11 万円   | 13 万円      |

(※) 昭和30年1月1日以前生まれの配偶者  
(令和6年12月31日時点で70歳以上)

### ●配偶者特別控除

| 本人の合計所得金額           | 配偶者の合計所得金額       | 控除額   |
|---------------------|------------------|-------|
| 900万円以下             | 48万円超 ～ 100万円以下  | 33 万円 |
|                     | 100万円超 ～ 105万円以下 | 31 万円 |
|                     | 105万円超 ～ 110万円以下 | 26 万円 |
|                     | 110万円超 ～ 115万円以下 | 21 万円 |
|                     | 115万円超 ～ 120万円以下 | 16 万円 |
|                     | 120万円超 ～ 125万円以下 | 11 万円 |
|                     | 125万円超 ～ 130万円以下 | 6 万円  |
|                     | 130万円超 ～ 133万円以下 | 3 万円  |
| 900万円超<br>950万円以下   | 48万円超 ～ 100万円以下  | 22 万円 |
|                     | 100万円超 ～ 105万円以下 | 21 万円 |
|                     | 105万円超 ～ 110万円以下 | 18 万円 |
|                     | 110万円超 ～ 115万円以下 | 14 万円 |
|                     | 115万円超 ～ 120万円以下 | 11 万円 |
|                     | 120万円超 ～ 125万円以下 | 8 万円  |
|                     | 125万円超 ～ 130万円以下 | 4 万円  |
|                     | 130万円超 ～ 133万円以下 | 2 万円  |
| 950万円超<br>1,000万円以下 | 48万円超 ～ 100万円以下  | 11 万円 |
|                     | 100万円超 ～ 105万円以下 | 9 万円  |
|                     | 105万円超 ～ 110万円以下 | 7 万円  |
|                     | 110万円超 ～ 115万円以下 | 6 万円  |
|                     | 115万円超 ～ 120万円以下 | 4 万円  |
|                     | 120万円超 ～ 125万円以下 | 2 万円  |
|                     | 125万円超 ～ 130万円以下 | 1 万円  |
|                     | 130万円超 ～ 133万円以下 | 1 万円  |